

いじめ防止等のための基本方針

～令和7年度～

—HEARTFUL SAKURA—

桜学園つくば市立桜中学校

令和7年 4月1日

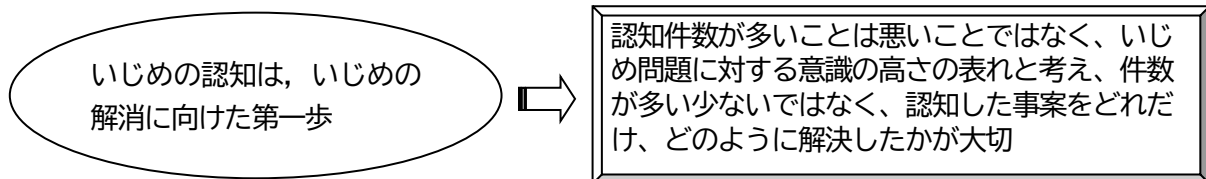
1 いじめに関する共通理解事項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

(1) いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢

- ・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
- ・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って生徒や保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。



- ・ 自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。
- ### (2) いじめと犯罪の関係についての認識
- ・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

2 未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ・ 生徒に対する教師の受容的、共感的態度により、生徒一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- ・ 正しい言葉遣いのできる集団を育てる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

(2) 授業中における生徒指導の充実

- ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」をとおして生徒の学び合いを保障する。

(3) 特別の教科道徳において

- ・ いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

(4) 学級活動において

- ・ 話し合い活動をとおして、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

(5) 学校行事において

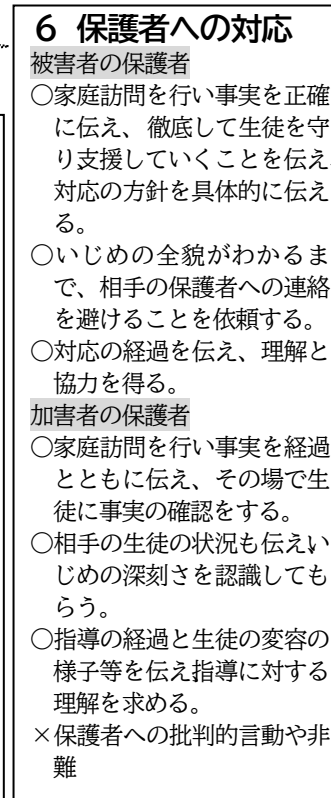
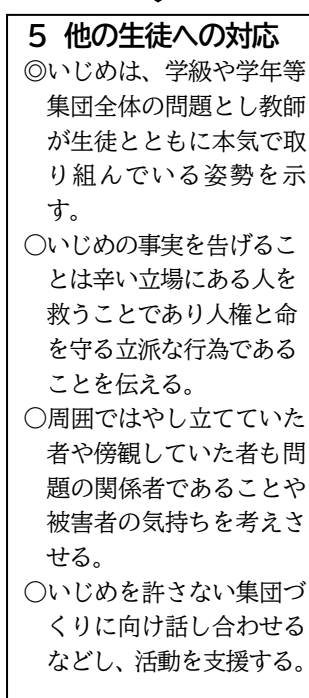
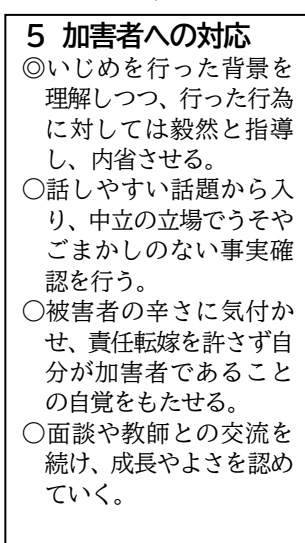
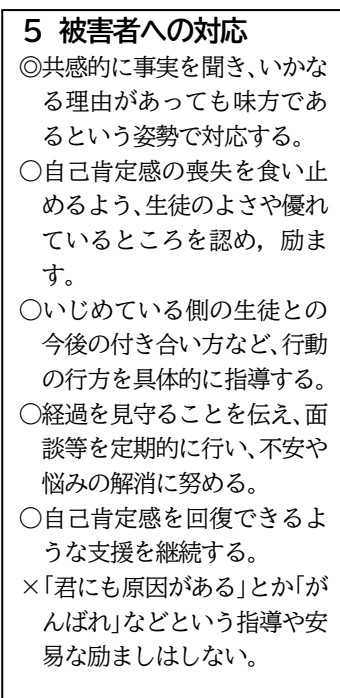
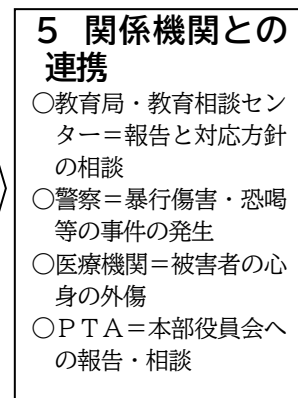
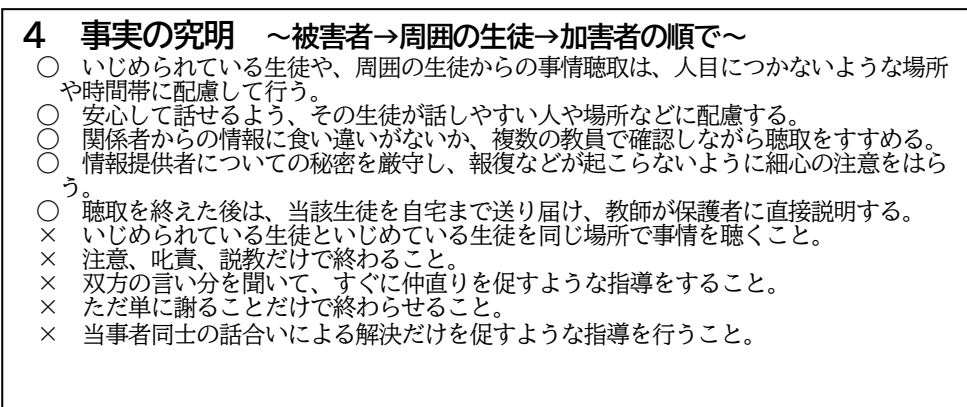
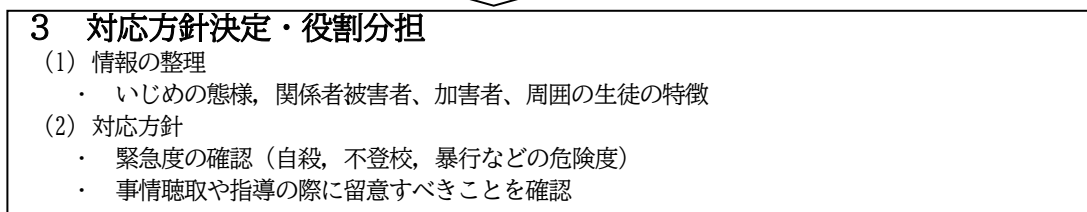
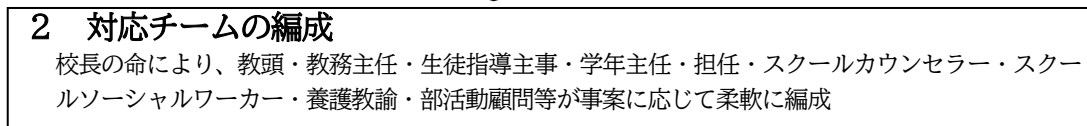
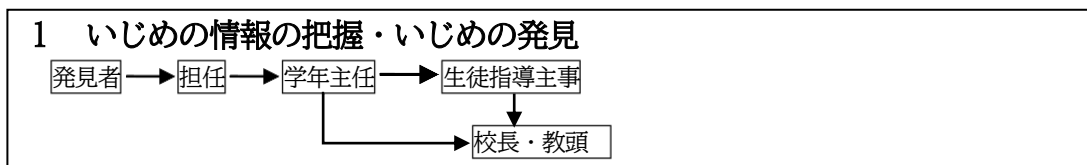
- ・ 生徒が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

- (6) 生徒会活動において
 - ・ 自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。（生徒会主体のいじめ防止のためのフォーラム「いじめゼロフォーラム」の企画運営）
- (7) 家庭や地域との連携
 - ・ いじめの背景には、学校・家庭・地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図る。

3 早期発見のための取組

- (1) 複数の教員の目による日常の交流をとおした発見に努める
 - ・ 多くの教師が様々な教育活動をとおして、生徒に関わるにより発見の機会を多くする。
 - ・ 休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校生活相談員に、積極的に学級訪問、授業参観をしてもらう。
- (2) アンケート等の調査を計画的に行う
 - ・ 月1回の「学校生活アンケート」を定期的実施する。
 - ・ アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。
- (3) 教育相談による把握
 - ・ 担任による定期的な面談を実施する。
 - ・ 生徒の相談が必要と思われる場合は、担任以外（教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活相談員等）でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
 - ・ 面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。
- (4) 保護者や地域からの情報提供の場をつくる
 - ・ いじめ問題に対する学校の考えや取組を保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
 - ・ 家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。
- (5) 生徒間暴力や不登校生徒から
 - ・ 生徒間暴力の原因として、「いじめがあるのでは」という視点で対応にあたる。
 - ・ 不登校生徒及び保護者に対しては、不登校の原因に「いじめがあるのでは」という視点で対応にあたる。また、定期的に生徒や保護者への面談を設定するように努める。

4 問題への対応



5 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ① 重大事態（疑い含む）が発生した旨を、教育局に速やかに報告する。
- ② 教育局と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 学校外のいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

(2) 未然防止のために

- ① 保護者会等で伝えること
 - ・ 生徒のスマートフォンやタブレットを第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること、スマートフォン等を持たせる必要性について検討すること。
 - ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
 - ・ ネット上のいじめは、他のいじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えることを認識すること。
 - ・ メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて学校へ相談すること。
- ② 生徒への指導のポイント
 - ・ 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
 - ・ 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
 - ・ 違法情報や有害情報が含まれていること
 - ・ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる
 - ・ 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

7 いじめ対策組織

(1) いじめ対策委員会の実施

- ・ 生徒指導部会（毎週）や学年主任会（毎週）、学年会（毎週）での話し合いをもとに、いじめについての実態、取り組みについて協議する。
- ・ 校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導、スクールカウンセラー等で構成する。
- ・ 緊急の対応が必要な場合は、校長の命により臨時的に開く。

(2) いじめ対策担当の設置と業務

- ・ 生徒指導主事が担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・ いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ・ いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
- ・ いじめ問題に関する校内研修を推進する。
- ・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーやスクールサポーター、外部機関との連絡調整を行う。

- ・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。
- ・ 小学校との情報交換を定期的に行う。

(3) 教職員の意識向上のための校内研修の実施

- ・ 校内研修を計画的に実施し、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。

8 令和6年度いじめ対策年間計画

月	教職員の活動			生徒の活動		備考
	対策委員会	校内研修	教育相談等	学級活動	生徒会活動	
4	○全体計画の検討 ○生徒指導部会、学年主任会で情報共有	○いじめに対する共通理解		○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通じた人間関係づくり	○SAKURA DAY	
5				○話し合い「学級の諸問題について」	○生徒総会	○生活アンケート
6	毎週の実施	○教育相談	○アセスアンケート ○相談	○「いじめ」についての道徳計2回 ○各学級でいじめゼロスローガン作成	○いじめゼロフォーラム①	○生活アンケート (つくば市①)
7		○三者面談について	○面談1			○生活アンケート
8	↓	○教育相談技術(講師SC)		↓		
9			○相談			○生活アンケート
10	○学校評価を受けての対策の点検	○いじめゼロフォーラム②に向けて	○前期相談内容のまとめ	○学級活動後の振り返り ○行事をとおした人間関係づくり ○学級フォーラム等		○生活アンケート (つくば市②) ○生活アンケート
11			○事前アンケート	○ソーシャルスキルトレーニング実施	○いじめゼロフォーラム②	○生活アンケート
12		○研修報告会				○生活アンケート
1	↓	○アセスアンケート分析と活用 ○二・三者面談について	○面談2		○活動の成果の分析と反省、見直し	○生活アンケート
2				○インターネットの利用について		○生活アンケート
3	○評価と次年度計画のまとめ	○評価と次年度の課題	○相談内容のまとめ	○学級活動後の振り返り	○反省と次年度計画	○生活アンケート